

平成 27 年 4 月
下 水 道 局

入札参加希望者の皆様へ

設計労務単価の割増について
(時間制約割増)

下水道局では、「管きよ補修工事」において、施工について時間制約を受けることが見込まれる地区については、施工環境に応じ、当初設計において労務単価の割増を行っています。

具体的には、1日当たりの労働時間が7時間以下であることが想定される作業の場合、労務単価に、1.14を乗じる割増を行っています。

ただし、発注後に関係機関等との調整により、この制約時間に変更が生じた場合は、現場監督員と協議することとします。

お問い合わせ先
経 理 部 契 約 課
03-5320-6561